

調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会（第 2 回）議事概要

1 日 時 平成 29 年 9 月 28 日（木）10：00～12：00

2 場 所 総務省第二庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（構成員） 廣松座長、伊藤構成員、宇賀構成員、庄司構成員、藤原構成員

（オブザーバー） 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣官房行政改革推進本部事務局、個人情報保護委員会事務局、総務省（行政管理局、統計局）

（事務局） 総務省（政策統括官（統計基準担当）室）

4 議 題

（1）二次利用制度の利用要件（公益性）等について

（2）オンサイト利用の要件について

（3）二次利用制度の規律等について

5 資 料

資料 1 法制研究会構成員等のコメントの内容別整理

資料 2 調査票情報の二次利用制度の問題点

資料 3 匿名データ及びオーダーメイド集計の利用要件である公益性について

資料 4 イギリスにおける公的統計データの提供の動向について

資料 5 諸外国における二次的利用の現状について

資料 6 調査票情報等の利用、提供等に関する法制研究会（第 1 回）議事概要

6 概 要

（1）議題（1）「二次利用制度の利用要件（公益性）等について」について、事務局から、資料 1、資料 2 及び資料 3 に基づき、二次利用制度の利用要件（公益性）等について説明があり、本議題について、質疑が行われた。主な意見等は、次のとおり。

○ 資料 2 に、「年間利用件数は匿名データが 30 件台」とあるが、どのような統計調査に係る匿名データが提供されたのか、どのような者が提供を受けたのかといった詳細な利用状況を知りたい。

← 例えば、平成 28 年度の場合、全国消費実態調査に係る匿名データが最も多く提供されており、利用実績は 14 件だった。また、利用者については、その多くが大学教員だが、民間のシンクタンク等が提供を受けた例も若干ある。

○ PUF が活用されている諸外国においては、PUF を教育目的で活用する事例が

少なくない。匿名データの利用について、「公益性」と教育目的の関係についてよく整理しないと、我が国においてPUFの利活用を検討した際に、両者の関係がPUF利活用の足かせになるのではないかという懸念がある。

- 平成19年の統計法改正時、匿名データの高等教育目的での利用については、大学の講義やゼミで利用をした際に、例えば、学生が匿名データを悪用した場合の責任の所在を明確にする必要があったため、学術研究目的とは別に高等教育目的という利用要件が規定されたという経緯がある。しかし、現状そのような運用は、窮屈な印象があり、一般向けに疑似マイクロデータを作成して、それを学校教育に活用しても良いのではないかといった議論もされ始めている。
- 「公益性」という概念が曖昧でわかりにくい印象がある。どの程度の目的ならば「公益性」があるといえるのか不明であり、それが匿名データ利用の足かせとならないか。
- 匿名データの利用要件から「公益性」を除外し、統計法の目的である「国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること」を利用要件とした上で、やってはならないことを明確に規定すれば良いのではないか。
- 「公益性」の範囲について、学術研究目的で調査票情報の提供を受ける場合、匿名データの提供を受ける場合、高等教育目的で匿名データの提供を受ける場合とで「公益性」の捉え方に幅があるように思える。「公益性」という言葉でひとくくりにすべきではないのではないか。
- 統計法の目的を直接的又は間接的に達成するものであれば、「公益性」があると言って良いのではないか。
 - ← 匿名データの提供等は、統計法に基づいて行う以上、法の目的に合致することが必要条件であるが、十分条件ではない。
- 調査票情報の利用要件である成果の公表について、学術研究目的であれば理解できるが、高等教育目的での利用の場合、「教育に活用した」という事実を公表すればよいのか、又は、何か成果物の公表が必要なのか。「成果の公表」が必ずしも求められない場合もあるのではないか。
 - ← 成果の公表の在り方については、ガイドラインで示している。
- 匿名データの提供を受けようとする者として適当でない者に、匿名データを利用させないための規定を設けることについて問題提起しているが、これは規定の見直しの問題ではなく、制度の運用の問題として考えるべきではないか。

- 資料3において、「パーソナルデータ提供等に係る消費者向け国際アンケート調査」の結果を示しているが、パーソナルデータについては、個人情報保護の観点から二次利用に対する国民の許容度がうかがえるように思える一方、匿名データについては、国民の公的統計への信頼といった観点から考えられるもので、両者は比較できないのではないかと。
- 行政機関個人情報保護法で非識別加工情報を作ったときに、第1条の目的を改正して、「豊かな国民生活の実現に資するもの」等を規定したが、これも一つの公益性である。統計法は、今までは公益性を限定的に解釈してきたが、今後とも広い意味での公益性は必要と考える。なぜならば、最も考えなければならないことは、統計制度への信頼の確保が担保されるかという点であり、これがなくなると統計制度の基本が崩れる。そのためには、単に匿名データ等の提供対象を広げるのではなく、提供対象や提供方法について、どうすれば統計制度に対する信頼が損なわれないかを検討することが重要である。利用結果の公表というのも一つのやり方である。
- 「公益性」にはいろいろなものが含まれているが議論の中で整理されてきた。追求すべきは統計法が目的としている「国民経済の健全な発展」及び「国民生活の向上」であり、その際に配慮すべき大事なことは、統計としての信頼性と個人情報保護である。基本的にはそれに尽きる。
- 「公益性」の要件を除外することに関して、「学術研究の発展に資する」という要件を残すか否かが重要なメルクマールになると思われる。

(2) 議題(2)「オンサイト利用の要件について」について、伊藤構成員から、資料4に基づき、イギリスにおける公的統計データの提供の動向について説明があり、当該資料について質疑が行われた。その後、事務局から、資料5に基づき、諸外国における二次利用の現状について説明があり、本議題について質疑が行われた。主な意見等は次のとおり。

- アプルーブド・リサーチャー（承認された研究者）について、個票データの申請を行う者の規模はどの程度か。
 - ← 主にプロジェクトごとに申請が行われる。プロジェクトに携わっている数十人から数百人の規模の研究者が個票データを利用しているイメージである。
- （イギリスの公的統計データ提供制度について、）ライセンス型マイクロデータの提供の仕組みは、保護と活用のバランスが、わが国の匿名データ提供制度の目指すものに似ているように見える。
 - ← そのように考えることもできるかもしれない。利用者登録を行うことによって、

研究者だけでなく学生もライセンス型マイクロデータを利用することが可能である。

○ イギリスのVML (Virtual Microdata Laboratory)にはパータベーション等の操作はなされているのか。

← 個票データを提供するためにパータベーションはなされていない。しかしながら、例えば、人口センサスの場合、VMLにおいては、全数の個票データを提供するのではなく10%程度のサンプルを提供するといった措置が講じられている。

(3) 議題(3)「二次利用制度の規律等について」について、匿名データの提供、オンライン施設の利用及びオーダーメイド集計についての改正の方向性について議論が行われた。主な意見等は次のとおり。

○ (匿名データの提供要件について、「統計的研究に用いる」ことを提供要件の一つとする考え方について、) 現行の「学術研究」という概念は、広範囲をカバーしていると思うが、「統計的研究」と「学術研究」との区別はどうなるのか。

○ オーダーメイド集計について、「学術研究」という利用要件が、企業によるオーダーメイド集計利用の制約になってしまっている。手数料や公表の要件は、もっと細かく検討して、公表しにくいものについては、データ取得をしたという事実だけ公表するなど、もう少し要件を緩めてはどうか。

○ 手数料の減免については、経済的困難さを理由とするものと公益目的とがある。営利と公益とで目的によって分けるというのは一つのやり方である。

○ 匿名データの提供先について、現行法上、省令やガイドラインで制限されているが、匿名データを悪用しようとする者を排除しようする場合、法令のどのレベルで規定するのか。また、内心の意図は探るのが困難だと思うがどうするか。地域研究にはいろいろな難しさがある。手数料については、情報公開法改正案で採用した予納制度が一つの方法ではないか。

以上